

学校いじめ防止基本方針

八王子市立鹿島小学校

I いじめの定義

「いじめ」を「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（「いじめ防止対策推進法」より）と定義する。

II いじめ問題に対する基本方針

- ①「いじめは、人間として絶対に許されない」行為であるという認識を強くもつ。
- ②「いじめは、どの学校でもどの子供にも起こり得る」という危機意識をもつ。
- ③「いじめられている子供を最後まで守り抜く」という信念をもつ。

本校では、この3つの考え方を基本に組織的に対応し、保護者、地域住民、関係機関等と連携を図り、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

- ④「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の取組等、命を守る児童の育成を図る。

III 主な取組

I 未然防止～いじめを生まない、許さない学校づくり～

(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出 心の居場所づくり

- ア 児童同士、児童と教職員の信頼関係を築く
- イ 自己肯定感や自尊感情を高める指導

(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

- ア 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
- イ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催
・週一回いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有、対応方法の協議をする。
- ウ 「いじめに関する研修」の実施を学期始めに行う。（年3回）
- エ PDCA サイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂
⇒「学校いじめ防止基本方針」が、本校の実情に応じた実効性があるか、絶えず検証し、改善を図る。

(3) いじめを許さない、いじめに向かわない態度・能力を育成する

- ア 全校朝会や学級活動等で校長や教員が日常的にいじめ問題について取り上げることで「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気や学校全体で醸成する。
- イ「いじめに関する授業」を年3回以上実施する。
- ウ 子供がいじめの傍観者にならないようにするため、教職員等への報告、相談など、いじめを止めさせる行動をとることの大切さについて理解させる。
- エ ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。

(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

- ア 互いに認め合う態度を育む取組
- イ 児童会による取組
- ウ 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」

(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

- ア 保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼

2 早期発見～いじめを初期の段階で「見える化」できる学校づくり～

(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知

- ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進
- イ いじめを見抜く感性を磨き、児童の少しの変化も見逃さない。
- ウ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底

※以下の手続きを基本として、学校としていじめを認知する。

- ① 一人一人の教職員が、気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告する。
- ② 「学校いじめ対策委員会」は、委員会のメンバーでもある校長の指示の下に、教職員から報告があった全ての事例について事実確認の方策について協議する。
- ③ 教職員は、「学校いじめ対策委員会」の協議結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に同委員会に報告する。
- ④ 「学校いじめ対策委員会」は、報告された状況について、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。

指導上の留意点

- ・教職員の不適切な言動によって、児童を傷つけたり、いじめを助長したりしないように注意を払って指導する。
- ・「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にししない。
- ・発達障害等について適切に理解したうえで、指導する。
- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・被害児童を守り通すとともに、加害児童には毅然とした態度で指導する。

(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知

- ア 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察を行う。
- イ 学級担任等による定期的な個人面談を実施する。
- ウ 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」を活用して、子供の状況を観察する。

(3) 全ての教職員による子供の状況把握

- ア 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底

(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築

- ア 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知
- イ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存
- ウ スクールカウンセラーによる全員面接
- エ 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知

(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

- ア 保護者相談、面談等を実施する。
- イ スクールカウンセラー等による保護者相談を実施する。
- ウ 保護者と教師の会、学校運営協議会(コミュニティスクール)委員等からの情報提供や通報を受け、連携・協力体制を築く。
- エ 地域住民(民生・児童委員、主任児童委員等)からの情報提供や通報を受け、連携・協力体制を築く。
- オ 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供を依頼する。
- カ 子ども・若者育成支援センター、学童クラブ職員からの情報提供や通報を得る。
- キ 学校非公式サイト等の監視による情報への対応をする。

3 いじめに対する措置～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～

(1)「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

- ア 教職員からの報告を受けての対応方針を決定する。
- イ 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言をする。
- ウ 対応記録のファイリングをする。
- エ 解消の確認をする。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人等から心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、いじめが解消されたと判断した場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害の子供や加害の子供を注意深く観察するなど、対応を継続する。

(2)被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応

(3)加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導

(4)重大事態につながらないようにするための対応

- ア 被害の子供の安全の確保と不安を解消する。
- イ 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察をする。
- ウ 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応を行う。
- エ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員等）による声掛け、見守り等を依頼する。
- オ 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応を行う。
- カ 子ども・若者育成支援センター、学童クラブ職員による声掛け、見守り等を依頼する。
- キ インターネットを通じて行われるいじめへの対応を行う。

(5)所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援

- ア 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告をする。
- イ 重大性・緊急性に応じた教育委員会からの支援を受ける。

4 重大事態への対処～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～

※重大事態発生の定義

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（「いじめ防止対策推進法」による）

(1) 重大事態発生の判断

- ア 教職員による「重大事態」の定義の確実な理解
- イ 所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断
- ウ 重大事態発生の報告

(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援

- ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援
- イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明
- ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援
- エ 教育支援センター（適応指導教室）等と連携した支援

(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援

- ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導
- イ 保護者への説明や協力関係の構築
- ウ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援
- エ 別室での学習の実施
- オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援
- カ 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保

(4) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

- ア 調査組織の決定と調査の実施
- イ 「不登校重大事態」（いじめ防止対策推進法）における調査
- ウ 被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供
- エ 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告
- オ 地方公共団体の長による再調査への協力